

令和3年度東京地方最低賃金審議会(第2回専門部会)議事要旨

- 1 日 時 令和3年7月17日(土)14時10分~16時
- 2 場 所 東京労働局 九段第3合同庁舎11F 共用会議室1-1, 1-2
- 3 出席状況 公益委員 3名
労働者側委員 3名
使用者側委員 3名

4 議題

- (1) 労使各側の意見について
- (2) 金額審議
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 労使各側の意見については、

① 労側委員から

- ・ 連合で把握している春闘の賃上げ率は1.78%であった。300人未満の企業でも1.73%の賃上げとなっており、コロナ禍でも賃上げの流れは継続している。
エッセンシャルワーカーなど最賃近傍で働く立場の弱い労働者を取り残してはならない。このような状況でも賃上げはしっかりやらなければならないと考える。
- ・ 政府が骨太方針で最賃引き上げの方向性を示し、目安もそれに基づいて28円引き上げが出されている。
- ・ 昨年度の東京の引上げはなかったが、40道府県で1円から3円の引上げがなされているため、今回、目安28円+ α と受け止めている。
- ・ 4表賃金上昇率は2年分で2.0%と見るべきである。

等の意見が出された。

② 使側委員から

- ・ コロナ禍が長引いており、企業の業況は二極化している。特に、飲食・宿泊業等は極めて厳しい状況である。飲食業は、感染防止のための時短要請や酒類提供自粛等、宿泊業はインバウンドがなくなり先行きの見通しが立たない状況である。
このような状況で、一律に強制力のある最低賃金を引き上げる状況にはなく、使側としては、引上げなしの0円を主張する。
現在の状況で最低賃金を引き上げると、コロナ禍で深刻なダメージを受けている産業を中心に、雇用の維持と事業の継続に影響が出ることが大いに懸念される。
- ・ 骨太の方針等では、「感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて」とされている

が、諸外国とは、税制や社会保障制度等が異なるし、コロナ対策に係る支援内容も違うため、一律に論じることにはできないと考える。また、感染症拡大前の最賃の引上げにより、経済状況がどう変わったのかを検証する必要があるのではないか。

- 2010年から10年間にわたり約200円無理な引上げをしてきており、東京では既に十分な水準に到達していると考ええる。
- 4表の賃金上昇率はあくまで令和3年度単年で見るべきであり、令和3年度単体の実績で審議すべきである。

等の意見が出された。

③公労会議、公使会議を順次行い協議を重ねたが、労使双方の主張の隔たりが大きく、継続審議とされた。

(2) 次回第3回専門部会は7月19日（月）午前10時から開催することとされた。